

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和六年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称		登録検査機関の名称	
抹消		変更の内容	
有限会社 あすなろ		変更のあった農産物検査員	
氏名		氏名	
水迫 雄一		打川 洋貴	
農産物の種類		農産物検査を行う農産物の種類	
玄米		玄米	
令和六年七月一日		変更年月日	